

札幌市電子入札運用の手引き

目次

I	基本事項	1
1	本運用の手引きについて	1
2	用語の定義	1
3	電子入札システムの運用時間	1
II	電子入札による手続きのための準備	2
1	電子入札による手続きを行うことができる方	2
2	ICカードの名義人について	2
3	利用者登録について	3
4	共同企業体におけるICカードの取扱い	4
5	ICカード等の不正使用等が判明した場合の取扱い	4
III	電子入札の方法等	5
1	事後審査方式と事前審査方式について	5
2	入札参加資格確認申請等	5
3	入札書等	7
4	内訳書	8
5	本市の都合による変更について	8
IV	紙入札について	9
1	共通事項	9
2	特定調達契約の場合の紙入札での参加	10
3	その他	12
V	その他	13
1	入札等の辞退	13
2	開札	13
3	契約書の交付	14
4	責任範囲	14
5	免責事項	15
6	障害発生時の対応	15

I 基本事項

1 本運用の手引きについて

本運用の手引きは、電子入札の実施について必要な事項を記載しています。

電子入札の手続きは、市長が締結する契約案件の入札及び見積りのうち、契約ごとにあらかじめ電子入札を実施する旨を指定した案件に適用します。

なお、公告・入札説明書等で別途指定があった場合は、その内容に従ってください。

2 用語の定義

本運用の手引きにおいて使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 電子入札システム 契約管理課が入札に係る事務処理を、インターネットを利用して行う情報処理のシステムをいい、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人港湾空港総合技術センターが提供する電子入札コアシステムを札幌市用に改良したシステムと、これと連携して入札関係情報を公表する入札情報サービス（PPI）とで構成されたシステムの総称をいいます。
- (2) 電子入札 電子入札システムによる、入札参加の申込みや入札書又は見積書（以下「入札書等」といいます。）の提出をいいます。
- (3) ICカード 電子入札システムで利用する、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した電子証明書を格納したICカードをいいます。
- (4) ID・パスワード 電子入札システムで利用する、札幌市競争入札参加資格者に付与されたIDとパスワードをいいます。
- (5) 事前審査方式 一般競争入札において、案件ごとの入札参加資格の確認を入札前に行う場合をいいます。
- (6) 事後審査方式 一般競争入札において、案件ごとの入札参加資格の確認を入札後に行う場合をいいます。

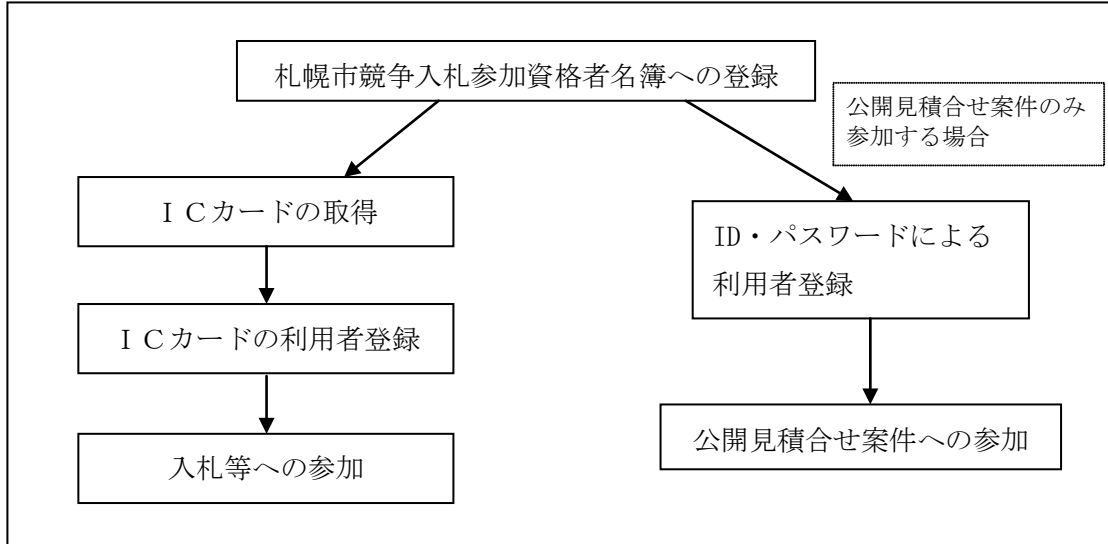
3 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は次のとおりです。

- (1) 電子入札システム 8時から20時まで
(土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
 - (2) 入札情報サービス（PPI） 1時から23時まで
- ※ただし、保守作業のため予告なくシステムを停止する場合があります。

Ⅱ 電子入札による手続きのための準備

フローチャート



1 電子入札による手続きを行うことができる方

電子入札による手続きを行うことができる方は、札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」といいます。）に登録され、本市ホームページに掲載するマニュアル等へ示す動作環境を備えた電子機器を準備のうえ、ICカードを取得した方です。

ただし、物品購入及び製造の請負等における公開見積合せ案件（以下「公開見積合せ案件」といいます。）の場合は、ICカードを取得していない方であっても、ID・パスワードを用いて電子入札による手続きを行うことができます。

2 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、所在地を含みます。以下、同じ。）は、札幌市競争入札参加資格審査申請を行った代表者としてください。ただし、代表者から契約締結権限等の委任を受けた方（以下「受任者」といいます。）がいる場合は、代表者又は受任者としてください。

また、名義人の変更等の事由が発生した場合は、ICカードの発行元へ速やかにICカードの失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続きをとるものとし、失効したICカードでの電子入札の参加は認めません。なお、不正に取得したICカードで行った入札等（入札又は見積りのことをいいます。以下、同じ。）は無効とします。

3 利用者登録について

(1) ICカードの利用者登録

電子入札システムを利用しようとする方は、ICカードの取得（再取得を含みます。）後、名簿の区分ごとに次のとおりICカードの利用者登録の手続きを行ってください。

なお、ICカードは、1者につき複数枚の利用者登録が可能です。

- ① ICカードの利用者登録は、本市ホームページに掲載する利用者登録マニュアルを参照して行ってください。
- ② 利用者登録済みのICカード（以下「登録ICカード」といいます。）の有効期限の到来前であれば、ICカードの更新処理を行うことで、新しく取得したICカードに登録ICカードにおいて登録していた内容を引き継ぐことができます。（認証局へ失効届を提出していない場合に限りです。）
- ③ 登録ICカードが失効した場合（登録ICカードの有効期間内において、認証局へ失効届を提出したときを含みます。）は、新たに取得したICカードにて再度利用者登録を行ってください。
- ④ 登録内容（利用課所情報等）に変更が生じた場合は、速やかに利用者登録の変更を行ってください。

※ 以上により手続きされたICカードと名簿の内容が一致している場合は、電子入札システムにより自動的に登録を承認します。

ICカードの利用者登録の内容と名簿の内容が異なる場合（旧字体と新字体の違いがある場合等）、本市が利用者登録の承認の可否についての審査を行います。この場合、利用者登録は本市が承認した時点をもって完了となります。

(2) ID・パスワードによる利用者登録

公開見積合せ案件は、ICカードを所持していない方でも参加することができます。この場合は、次のとおり、電子入札システムへID・パスワードによる利用者登録を行ってください。

- ① 電子入札システムの利用者登録は、本市ホームページに掲載する利用者登録マニュアルを参照して行ってください。
- ② 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者登録の変更を行ってください。

※ ICカードによる利用者登録を行い承認された方は、ID・パスワードによる利用者登録を行わなくとも電子入札による公開見積合せ案件に参加することができます。

4 共同企業体における I Cカードの取扱い

(1) 経常共同企業体の場合

経常共同企業体として電子入札に参加する場合は、単体企業用とは別に代表企業名義の I Cカードを用意し、経常共同企業体用の I Cカードとして利用者登録を行ってください。

なお、経常共同企業体用として一度登録した I Cカードは、当該企業体の登録が無くなった場合であっても、他の経常共同企業体用又は単体企業用として利用者登録することはできません。

(2) 特定共同企業体の場合

特定共同企業体として電子入札に参加する場合は、単体企業用として登録された、代表企業名義の登録 I Cカードを利用してください。

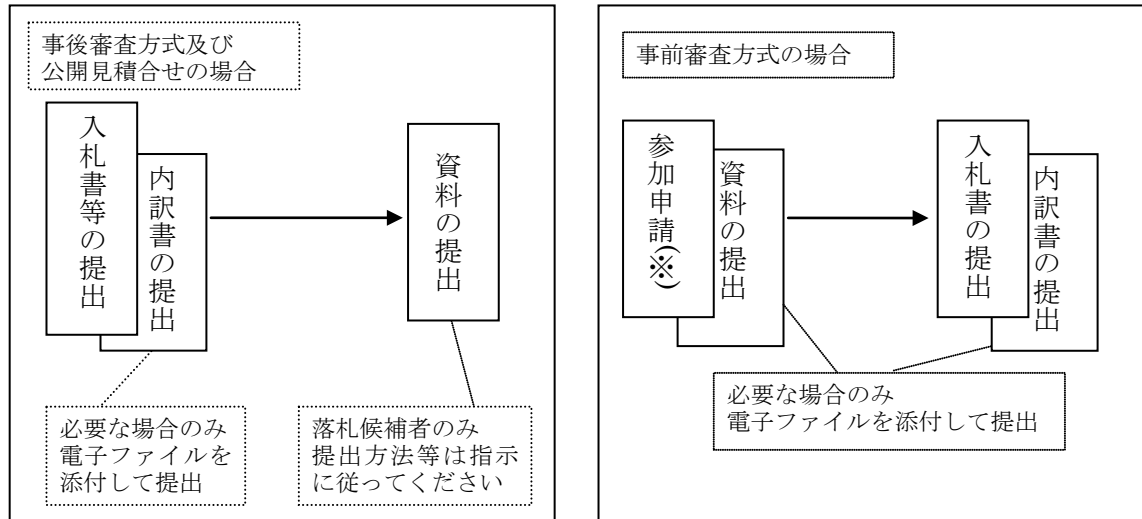
5 I Cカード等の不正使用等が判明した場合の取扱い

I Cカード又は I D・パスワードが第三者に不正に取得され、その I Cカード又は I D・パスワードで当該第三者が入札等に参加した場合又は参加しようとしたことが判明した場合は、当該案件への入札参加資格の取消し、又は入札等を無効といたしますが、このようなことのないよう、I Cカード及び I D・パスワードの管理は厳重に行ってください。

万が一、I Cカードを紛失したり、盗難された場合は、I Cカードの発行元へ速やかに I Cカードの失効申請を行ってください。

Ⅲ 電子入札の方法等

フローチャート



※入札参加資格確認申請又は入札参加申請

1 事後審査方式と事前審査方式について

事後審査方式による案件と事前審査方式による案件では、提出書類の種類、提出方法に異なる点があります。

詳細については、「2 入札参加資格確認申請等」を参照してください。

2 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加資格確認申請又は入札参加申請（事前審査方式の場合に必要）

事前審査方式の場合は、入札参加資格確認申請又は入札参加申請（以下「参加申請」といいます。）の受付期間に、必要な事項を入力し、電子入札システムにより参加申請書を提出してください。

(2) 入札参加資格の確認に必要な資料

ア. 事後審査方式及び公開見積合せの場合

事後審査方式及び公開見積合せの場合、入札書等及び内訳書の提出後、落札候補者となった場合に、入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」といいます。）の提出を求める場合があります。

この場合の提出方法等については、公告・入札説明書等に従ってください。

イ. 事前審査方式の場合

事前審査方式の場合、資料は原則、電子入札システムの添付機能を利用して電

子ファイルを提出してください。この場合、ファイル容量は3MB以内としてください。なお、提出するファイルのファイル名は、調達案件番号、資料名及び入札参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）としてください。

◆ 提出するファイルの形式等について

提出するファイルの作成に使用できるアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則、次のとおりです。ただし、別途指定がある場合は、それに従ってください。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word 形式
Microsoft Excel	Excel 形式
その他	PDF ファイル（Adobe Reader で読み取りが可能なもの） 画像ファイル（JPEG 形式、GIF 形式）

また、ファイルを圧縮して添付する場合は、ZIP 又は LZH 形式としてください。自己解凍形式（exe 形式）は認めません。

◆ ファイルを提出する際のウイルスチェックについて

電子入札システムによりファイルを提出する際は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、提出するファイルについて必ずウイルス感染のチェックを行ってください。本市は、提出されたファイルにウイルス感染があった場合は、直ちに当該ファイルの参照等を中止し、速やかに当該ファイルを提出した方に連絡するとともに、ファイルの提出方法等について協議するものとします。

○ 書面による資料の提出

次の事由に該当する場合は、事前審査方式の場合であっても、書面により資料を提出することができます。

（書面により資料を提出することができる場合）

- ・ 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合
- ・ 公告・入札説明書等において別途指定がある場合
- ・ 紙入札（※）で参加する場合（「IV 紙入札について」参照）
- ・ その他本市が特に必要と認める場合

※ 書面による入札参加の申込みや入札書等を提出する手続きをいいます。

この場合、資料は原則書面で持参により提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めません。

なお、書面により提出する場合は、紙入札で参加する場合を除き、参加申請の際に書面により資料を提出する旨を記載した電子ファイル（別添1）を、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。

また、書面による資料の提出は、参加申請受付締切日時までに入札担当課へ必着とします。

ただし、別途指定がある場合は、指示に従ってください。

○ 資料の再提出

添付した資料に誤り等があった場合は、参加申請の受付締切日時までに本市に再提出の申し出を行い、承諾を得た場合に限り資料の再提出ができます。

3 入札書等

(1) 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、入札書等受付開始日時から入札書等受付締切日時までに必要な事項を入力し、電子入札システムにより提出してください。

なお、入力する金額は、案件に係らず全て契約希望金額の100/108の金額です。

また、入札書等の入力に際しては、3桁の電子くじ番号を必ず入力してください。

(2) 入札書等の受付締切について

電子入札案件の入札書等受付締切日時は、電子入札システムに記載の日時です。電子機器の利用環境等によっては、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕を持って入札書等を提出してください。

(3) 入札書等の提出後の変更等について

一旦提出された入札書等は、書き換え、引き換え又は撤回を認めません。

(4) 再度入札等について

再度入札等の入札書等受付締切日時及び開札日時は、原則、開札日の翌日以降に指定します。

再度入札等に関する通知（再入札通知書）は、初回の入札等に参加した方のうち、再度入札等に参加することができる方に対し、電子入札システムにより発行しますので、指定された日時までに再度入札書等を提出してください。

なお、初回の入札等に紙入札で参加した方に対しては、電話等により連絡します。

4 内訳書

(1) 内訳書の提出方法

入札書等提出時に内訳書の提出が必要な場合、電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルを提出してください。この場合、ファイル数は1ファイルで、容量は3MB以内としてください。なお、提出するファイルのファイル名は、調達案件番号及び入札等参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）としてください。

また、この電子ファイルの作成に使用できるアプリケーションソフト、ファイル形式及びウイルスチェックにつきましては、事前審査方式の場合の資料の提出方法と同じです。

なお、紙入札（「IV 紙入札について」参照）で参加する場合は、書面により提出することができます。

5 本市の都合による変更について

本市の都合により参加申請の受付締切日時等を変更する場合は、本市ホームページ等において公表するとともに、必要に応じて、参加申請書を提出した方に対し電話等により連絡いたします。

IV 紙入札について

1 共通事項

(1) 紙入札での参加が認められる場合

次の事由に該当し、電子入札システムの利用ができないときは、紙入札参加申出書(別添2)を提出し、本市の承諾を得た場合に限り、紙入札での参加ができます。この場合、すでに本市が電子入札システムにより受信済みの書類等は有効とします。

(紙入札での参加が認められる場合)

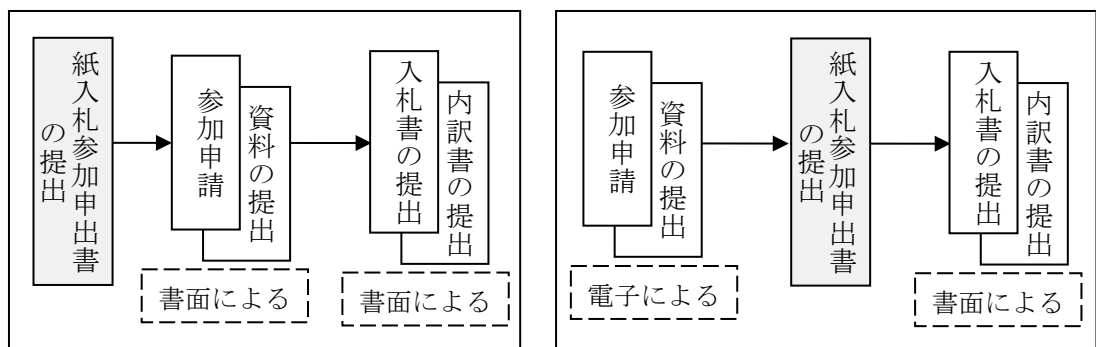
- 登録ICカードの紛失、破損、盗難等によりICカードが使用できなくなり、ICカードを再発行手続中の場合
- 登録ICカードの名義人に変更があり、ICカードを再発行手続中の場合
- プロバイダ障害、電気通信事業者回線障害又は認証局障害の場合
- 天災、電力会社の原因による地域的な停電が発生した場合
- その他やむを得ないと認められる理由がある場合

(2) 紙入札参加申出書の提出方法

紙入札参加申出書を提出する場合は、参加申請又は入札書等提出の受付締切日時(※)までに、原則持参により提出してください。

※ それぞれの時点で、電子入札システムが利用できない場合に提出してください。ただし、参加申請時に紙入札参加申出書を提出し、本市の承諾を受けた場合は、入札書等提出時に再度提出する必要はありません。

(事前審査方式の場合)



(3) 紙入札書等及び内訳書の提出方法

書面により紙入札書等及び内訳書を提出する場合は、封書としたうえ封印し封皮に入札等参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）、調達案件名及び開札の日時を記載すると共に入札書（見積りの場合は見積書）及び内訳書在中と記載してください。

また、紙入札書等及び内訳書の提出は、原則持参によるものとし、入札書等受付締切日時までに入札担当課へ必着とします。

ただし、別途指定がある場合は、指示に従ってください。

(4) 電子くじ番号

紙入札書等提出の際には、3桁の電子くじ番号を必ず記入してください。くじ番号の記入がない場合は、「000」と記入されたものとみなして取扱います。

(5) 電子入札への変更

紙入札参加申出書を提出し、紙入札での参加が認められた場合において、資料、入札書等及び内訳書等の提出書類を提出した後の電子入札への変更は認めません。

(6) 電子入札による入札書等と紙入札書等を両方提出した場合

1者の入札等参加者が、同一案件において電子入札での入札書等及び紙入札書等の両方を提出した場合は、いずれの入札書等も無効とします。

(7) 本市の都合による紙入札について

電子入札の手続き開始後、システム障害等本市の都合により紙入札に変更する場合は、本市ホームページ等において公表し、必要に応じて、入札等参加者に対し電話等により連絡します。

(8) 再度入札等における取扱い

紙入札に関する取扱いは、再度入札等についても同様とします。

2 特定調達契約（※）の場合の紙入札での参加

※ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいいます。

(1) 物品の購入等に係る案件

特定調達契約のうち物品の購入等に係る案件においては、ICカードを所持していない場合に紙入札参加申出書を提出することで、紙入札での参加ができます。

この場合、紙入札参加申出書、資料、紙入札書及び内訳書は持参又は送付により提出してください。

(2) 工事・設計等の調達に係る案件

特定調達契約のうち工事・設計等の調達に係る案件においては、紙入札参加申出書を提出することなく、紙入札での参加ができます。

この場合、紙入札書等及び内訳書は持参又は送付により提出してください。

(3) 送付により提出する方法

送付により提出する場合は、封書としたうえ封皮に入札等参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）、調達案件名及び開札の日時を記載するとともに内容物について記載してください（「紙入札参加申出書在中」、「資料在中」、「入札書及び内訳書在中」等）。

ただし、別途指定がある場合は、指示に従ってください。

3 その他

(1) その他の紙入札での参加が認められる場合

特定随意契約においては、紙入札参加申出書を提出することなく、紙入札での参加ができます。

(2) 書面による提出が認められる場合について

電子入札により実施する案件において、書面により書類等を提出することが認められる場合の各書類の書面による提出の可否、条件は以下のとおりです。

	一般競争入札 (特定調達契約を除く。) 公開見積合せ	特定調達契約		特定随意 契約
		物品購入等	工事・設計等	
紙入札参加 申出書(紙入 札を希望す る場合)	必要	必要 <input type="checkbox"/> 送付可	不要	不要
資料(入札参 加資格の確 認に必要な 資料) ※必要な場 合のみ提出	以下の場合に書面提出可 ・紙入札で参加する場合 ・電子ファイルで提出する資料 の容量が3MBを超える場合 ・公告・入札説明書等において 指定がある場合 ・その他本市が特に必要と認め る場合	書面提出可 (※2) <input type="checkbox"/> 送付可	書面提出可	書面提出 可
入札書等 ・内訳書	以下の場合に書面提出可(※1) ・ICカード再発行手続中の場合 ・プロバイダ、電気通信事業者 回線、認証局の障害の場合 ・天災、地域的な停電の場合 ・その他やむを得ない場合	書面提出可 (※2) <input type="checkbox"/> 送付可	書面提出可 <input type="checkbox"/> 送付可	書面提出 可

※1 ただし、紙入札参加申出書を提出し、本市の承諾を得た場合に限りです。

※2 ICカードを所持していない場合又は特定調達契約以外の一般競争入札において書面による提出が可能となる場合に限り、書面による提出ができます。

※3 「送付可」としている案件以外の提出書類を書面により提出する場合は、原則持参により提出してください(別途指定がある場合は、指示に従ってください)。

V その他

1 入札等の辞退

入札参加資格確認結果通知書又は指名（見積依頼）通知書受理後に当該入札等を辞退するときは、入札書等受付締切日時までに、原則として電子入札システムにより辞退届を提出してください。

ただし、紙入札参加申出書を提出し本市の承諾を得た場合は、書面による入札辞退届を提出することができます。

なお、辞退届を提出した後は、当該辞退届の取消や撤回はできません。

2 開札

(1) 開札について

開札は、事前に設定した開札日時後、速やかに行うものとします。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書等を電子入札システムに登録した後に行います。

なお、開札は、原則公開とします。

(2) 入札書等又は辞退届を提出しない場合

入札参加資格確認結果通知書又は指名（見積依頼）通知書を受理した方が、入札締切日時までに、入札書等又は辞退届を提出しない場合は、入札等を辞退したものとして取扱います。

(3) 同価の入札等をした方が2者以上あった場合

開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札等をした方が2者以上の場合は、自動的に電子入札システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者が決定されます。

なお、事後審査方式及び公開見積合せ案件については、落札候補者以外についても同価の入札等をした方が2者以上あった場合は、同様の方法により電子くじによって全ての入札等参加者の審査順が決定されます。

電子くじによる落札者の決定等は次のとおり行われます。

① くじの対象となった同額者の全てに、判定番号を付す。

判定番号とは、くじ番号（参加者が入力した3桁の番号）と入札書等を提出した時間のミリ秒を加えた数をいう。

② くじの対象となった同額者の全てに、入札書等を提出した順番に0番から提出順番号を付番する。

- ③ くじの対象となった同額者の全ての判定番号を合計して判定番号合計数とする。
- ④ 判定番号合計数をくじの対象となった同額者の数で除して求めた余りを余り番号とする。
- 判定番号合計数÷同額者数＝商（使用しない）＋余り（余り番号）
- ⑤ ②の提出順番号と④で求めた余り番号が一致した者を審査順1番とする。
- 【事前審査の場合は以上で終了】
- ⑥ 同額者が3者以上の場合、上記の手順により審査順の決定した者を同額者の全てから除いて②以降の手続を繰り返し処理して決定する。
- 【事後審査の場合は、全事業者の審査順を付けるので、同額者が3者以上の場合、⑥のとおり処理する】

なお、紙入札等を行った方がいる場合、その方の入札書等提出順は、電子入札による入札者の後とし、紙入札等を行った方が2者以上の場合は、紙入札参加申出書の受付順で入札書等提出順を決定します。

(4) 本市の都合により開札日時を変更する場合について

本市の都合により開札日時を変更する場合、電子入札での入札等参加者に対しては「日時変更通知書」により連絡するとともに、必要に応じて本市ホームページ等において公表します。なお、紙入札での入札等参加者に対しては電話等により連絡します。

3 契約書の交付

電子入札で執行した案件の契約書は、「落札（見積）結果通知書」の発行後、入札担当課又は契約担当課より交付します。

4 責任範囲

電子入札において、参加申請書、入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到達した時点で提出されたものとします。入札等参加者は、参加申請書、入札書等の提出後に表示される受信確認通知及び入札書（見積書）受付票により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行ってください。

なお、提出後、受信確認通知及び入札書（見積書）受付票の画面が表示されない場合は、正常に送信データが到達していないおそれがありますので、再度処理を行い、それでも受信確認通知画面が表示されない場合は、入札担当課に電話連絡してください。

5 免責事項

電子入札システムの利用により発生した如何なる損害について、本市は何ら責任を負いません。

6 障害発生時の対応

本市は、システムの障害等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査し、復旧見込み等を総合的に判断し、参加申請、入札及び開札の延期又は中止、紙入札への変更などの対応を行います。この場合は、状況に応じて、本市ホームページ、電子メール及び電話等の方法により入札等参加者にお知らせいたします。